

第5表 再審査事件

(件)

区分		年次						摘 要	
		25	26	27	28	29	30		
当 労 働 委 員 会 命 令 件 数 (A) (注1)		(7) 7	(5) 5	(2) 2	(1) 1	(4) 4	(3) 3		
再 審 査 申 立 比 率 (B/A×100)		71%	20%	100%	0%	0%	67%		
係 属	前 年 繰 越 し	1	5	2	2				
	新 規	労 働 者 側 申 立 て	1						
		使 用 者 側 申 立 て	4	1	2			2	札幌大谷学園事件、富国生命保険事件
		労 使 双 方 申 立 て							
		小 計 (B)	5	1	2			2	
計	6	6	4	2		2			
終 結	取 下 げ ・ 和 解	1	2	2			1	札幌大谷学園事件	
	命 令 決 定	却 下							
		棄 却		2					
		一 部 変 更				1			
		全 部 変 更							
		初 審 命 令 取 消 し				1			
計	1	4	2	2		1			
翌 年 繰 越 し		5	2	2			1		

(注1) 上段の( )は事件数であり、下段は命令件数である。

第6表 行政訴訟事件

(件)

区分		年次						摘 要	
		25	26	27	28	29	30		
当 労 働 委 員 会 命 令 件 数 (A) (注1)		(7) 7	(5) 5	(2) 2	(1) 1	(4) 4	(3) 3		
行 政 訴 訟 提 起 比 率 (B/A×100) (注2)		0%	20%	0%	0%	25%	33%		
係 属	前 年 繰 越 し	4	3 (1)	1	2		1		
	新 規	地 方 裁 判 所 (B)	(1)	1			1	1	札幌明啓院事件
		高 等 裁 判 所		1					
		最 高 裁 判 所			2				
		小 計	(1)	2	2		1	1	
計	4 (1)	5 (1)	3	2	1	2			
終 結	取 下 げ ・ 和 解		2						
	判 決	1	2	1	1		1	札幌交通事件	
	決 定		(1)		1				
	計	1	4 (1)	1	2		1		
翌 年 繰 越 し		3 (1)	1	2		1	1		

(注1) 上段の( )は事件数であり、下段は命令件数である。

(注2) 行政訴訟提起比率は、緊急命令申立て事件数及び高等裁判所控訴事件数を除いて計算している。

(注3) 各欄下段( )は本案事件に付随して緊急命令申立てを行った案件に係るものである。

(注4) 平成27年の概況では、上告及び上告受理申立てを合わせて1件と表示していたが、本年は、それぞれを1件と表示している。

当委員会の命令に係る再審査事件は、新規の事件2件が係属し、このうち1件が取下げられ、1件が翌年に繰り越した。

また、当委員会の命令に係る行政訴訟事件については、前年から繰り越された1件と新規の事件1件が係属し、このうち1件が判決により終結し、1件が翌年に繰り越した。